

平成24年度 仙台市障害者施策推進協議会（第6回）議事録

- 1 日 時 平成25年2月12日（火）18：30～20：00
- 2 場 所 仙台市障害者総合支援センター 2階研究室1
- 3 出 席 相澤委員，赤間委員，阿部委員，大坂委員，市川委員，岩館委員，桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木委員，中村（晴）委員，中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，八木委員，渡辺委員
※欠席委員：石川委員
[事務局] 鈴木健康福祉部長，熊谷障害企画課長，石川障害者支援課長，林精神保健福祉総合センター所長，金子障害者総合支援センター所長，佐藤北部発達相談支援センター所長，佐久間南部発達相談支援センター所長，小原青葉区障害高齢課長，伊藤宮城総合支所保健福祉課長，大嶋若林区障害高齢課長，鎌田太白区障害高齢課障害者支援係長，山崎泉区障害高齢課長，岩淵主幹兼企画係長，斎藤社会参加推進係長，福井障害福祉サービス係長，山縣主幹兼生活支援係長，大関施設支援係長，市川主査，大内
ほか傍聴者 7名

4 内 容

（1）開 会

（2）議 事

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

議事録署名人について，会長より白江委員の指名があり，承諾を得た。

（1）報告事項

① 仙台市障害福祉計画の平成23年度実績について

② 今後の障害者保健福祉施策について

会 長 それでは，さっそく報告事項です。報告事項①仙台市障害福祉計画の平成23年度実績について，それから報告事項②今後の障害者保健福祉政策について，2つあわせて事務局より説明願います。

事 務 局 （資料に基づいて説明。
（熊谷課長） 資料1について，平成22年度までの実績状況を踏まえて第3期計画を策定しており，今計画期間においてさらに課題分析をしながら計画の数値目標の達成に向け努力する旨補足。
資料2について，難病等の範囲が130疾患に規定された旨説明。
資料3について，これまでの本協議会における議論で了解いただいた今後の障害者施策の方向性を踏まえ，以下のとおり平成25年度における新規・拡充等の事業概要を説明。
重度障害者福祉手当並びに難病患者見舞金については，今年度をもって廃止し，現在

平成 24 年度仙台市障害者施策推進協議会(第6回)

の受給者に対する経過措置を2カ年設け、25年度には1万円減額の2万円を、26年度にはさらに1万円減額の1万円を支給し、27年度に完全廃止する。

一方、施策の充実を図るため、新規・拡充事業等を25年度予算に計上している。

難病患者等社会参加促進支援として、患者家族会の立ち上げや就労を支援するコーディネーターの配置等の必要性を鑑み、1,000万円程度の予算を講じた。

難病医療相談会については回数の増に応じた予算の増額を図っている。

難病患者等日常生活用具貸与について、難病患者が病状の進行に応じ適時に用具を利用できるよう、給付だけではなく貸与制度を設ける。

資料に掲載のない事業としては、各区役所に嘱託職員を配置し、難病患者等に対する初期相談支援体制の強化を図る予定である。また、ALS等の難病患者を初めとする重度障害者のコミュニケーション支援を充実させるための施策を講じる予定である。さらに、小児慢性特定疾患の子供と家族の相談支援事業として、特定疾患の方々に対する療育相談会の実施や福祉サービスのガイドブック作成等の予算を計上している。

重度障害者サポートとして、強度行動障害のある障害者や医療提供が必要な障害者の住まいの場の確保に向けた先進地視察を実施する予算50万円を計上。

入院時コミュニケーション支援として、意思疎通の困難な入院中の重度障害者が医療スタッフとコミュニケーションを円滑化するための支援員を派遣する形で、他都市での実施例を参考にしながら事業を実施していく。

要医療的ケア対応ヘルパー等人材養成研修として、医療的ケアに従事できるヘルパーの養成を実施していく。

在宅障害者訪問入浴サービスは在宅の重度障害者が利用できる訪問入浴サービスであるが、現在月5回の実施を月6回へ拡大することを考えており、既存の事業を含めた予算額として7,700万円を計上している。

この他、中途視覚障害者就労促進支援として、中途視覚障害者に対する就労支援のための支援員の増加を図る予算を別途計上している。

次年度においては、26年度以降の事業の内容について精査を進めながら、施策の充実に努めていきたい旨補足。)

- 会 長 ただいま事務局から報告事項①、②について説明がありました。
 ただいまの報告を受けて各委員の皆さんからご意見、または関連する情報提供などありましたらいただきたいと思っております。目黒委員、お願いします。
- 目黒委員 入院時コミュニケーション支援のことですが、これは受診のときはどうでしょうか。それから、入院中の重度障害者には強度行動障害も入るわけでしょうか。
- 事 務 局 まず、受診の際には、従前から「通院介護」という形でヘルパーが通院時の介護ができますので、既存の制度の中で対応できると考えております。その辺は、ご本人の具体的な症状を見ながら、区役所にご相談をいただければと思います。
- (石川課長)

それから、強度の行動障害のある方が入院した場合などさまざまな例が考えられますが、基本的には、入院中の病院においてご家族の方が付き添うことができない重い障害の方とされていますので、障害像などのところは、制度設計の中で様々なご意見を伺いながら詰めていきたいと考えているところでございます。

目黒委員 受診のときですが、今年の初めに、親の会で作ったひかり苑で、救急車を呼んで発作を起こした子供を受診させようと思ったのですが、病院が見つかるまで2時間くらいかかりました。既往歴など言ったほうがいいのかということで、自閉症で、てんかん発作と言ったら、それでもう病院のほうはみんな躊躇したところが見え見えで、「何でもないときは入院させない」という約束で検査だけしてもらえたということでした。精神科救急システム制度の話もあり、新しい市立病院ができるのは良いと思っておりますが、それまでの間に発作を起こす子供がたくさんいて、病院ができるまで待っていることはできないのです。だから、何としても受診だけはさせたいと思うのですが、そういう時にヘルパーだけではなく、何か頼りになるシステムがあればいいと思います。

会 長 大事な指摘がされました。ありがとうございます。
そのことについて目黒委員、ほかのところではこうやっていますとか、何か情報提供とかは特にありますか。(特になし)
そのほか委員の皆さんから情報提供や、ご意見などありますでしょうか。
白江委員、お願いします。

白江委員 新規事業のところでは3点ほど確認です。
1つは難病患者等社会参加促進支援で「コーディネーターの配置」とありますが、具体的にコーディネーターに期待される役割を詳しく教えていただきたい。
2点目が、医療的ケアができるヘルパーの養成として50万円の予算となっていますが、これも具体的に50万円でどういう体制を組まれるのか教えていただきたい。
それから、小児慢性特定疾患のことを少し触れられましたが、資料には出てきていないので、もう少し詳しく教えていただけますか。

事務局 (熊谷課長) 小児慢性特定疾患につきましては、白江委員からもご意見をいただいたところでございます。来年度予算といたしましては150万円弱ほどを予算化いたしまして、先ほど簡単に申し上げましたが、療育相談会の実施、小児慢性特定疾患や福祉サービスの周知を図るガイドブックの作成、あるいは関係職員に対する研修を今のところ計画しているところでございます。この議論を進める中で検討してまいりましたが、やはり庁内でも、小児慢性疾患についてはかなり意識の低い部分があったのではないかという課題がございまして、まず職員が理解しなければならないということも含めまして、基本的なところから取り組んでいくことを、子供未来局で計画している状況でございます。

事務局
(石川課長)

それでは、社会参加推進支援事業のコーディネーターの役割について、まずは相談支援を、本人に寄り添った支援をしていただく部分を頑張っていたいただきたいというところ。就労の支援も含むさまざまな相談を受けていただき、それからここにもございますように、患者会の立ち上げの支援をしていただきたい。また、市の事業としてボランティアの養成研修も行っておりますので、そこで養成されたボランティアの方々が実際に動いていくためのつなぎの役目もやっていただきたい。就労に関する支援につきましては、就労できる場所の確保についても、一定程度何らかの形で支援ができないかと考えております。さらに、今回、医療相談会を増やす予算を計上していますが、今お願いしている患者団体の皆様だけではなかなか難しいと思いますので、相談会の協力という形で事務局側に入って関わっていただくことを考えているところでございます。

具体のところは、難病患者の皆様ともご相談しながら、少し詰められればと考えているところでございます。体制としては、今のところ2人を予定しております。

次に、医療的ケアのできる人材養成の部分でございます。予算としましては50万円ということで、現在ありのまま舎に委託して、県で実施しているという話も聞いてはありましたが、そういった実施機関を我々も指定を受けて実施していきたい、この研修のうち座学については、仙台市が直接実施したいと考えております。実際に養成する人材については、まずは、市の障害者福祉センターで生活介護を実施しておりますので、センターの職員が医療的ケアの必要な方に対してケアできるような体制をとるために研修を受けさせたいと。人数についてはもう少し広く募集できると思いますので、今後ヘルパー事業所にも呼びかけて、ご参加いただく形で考えているところでございます。

白江委員

コーディネーターのところ、相談支援を中心に患者会の立ち上げ等々お話があったのですが、国の事業である宮城県の難病相談支援センターとのすみ分け、役割分担についてはどうされるのでしょうか。エリアを分けるということかもしれないのですが、例えば患者会の立ち上げなど、これは仙台市だけの患者会は余りないのです。やはり県全体で。患者数が少ないこともあるので。

事務局
(石川課長)

独自の部分としては、先ほどお話ししたようにヘルパーの養成研修も行っておりますので、そこで養成したヘルパーさんをうまくつなげていくといったところはこちらが独自に実施できると考えているところでございます。それから医療相談会も仙台市が独自に委託をしている部分でございますので、その事務局的な協力はできるかと考えております。

相談や就労支援の部分につきましては、今、こういった形でのすみ分けができるのか県とも若干情報交換しております。ただ、県の相談センターにつきましては全県から来るわけですので、例えば仙台市のほうの事業の中に相談があった仙台市以外の方は市では受けませんということではなくて、とりあえずご相談は受けて、その中でうまく情報を伝達するなど、情報の管理の問題も含め、協議しながら県の難病相談支援センターと相互に連携しながらできればと考えているところでございます。

会 長 白江委員，よろしいでしょうか。
では，ただいまのお話にもありましたように，議会が通ったら，その団体と打ち合わせして進めていくということですね。ありがとうございます。
そのほかよろしいでしょうか。ただいまの報告に関連しての情報提供，ご意見でございますけれども，いかがですか。黒滝委員，お願いします。

黒滝委員 難病のことで，今130疾患が認定されたと言いましたが，300疾患ぐらいに増えているというお話を以前いただいていた。最近，名古屋の方で，新しい病気になって苦しんでいるけれど，お金もなくて困って，そういうときの相談はどうすればいいのかと相談を受けたので，そちらの区役所に相談してくださいと言いました。300疾患について，これからどういうふうに関国で考えていくのか私も疑問に思っています。130疾患が今ようやく認定されたということは，まだまだ先の話なのではないでしょうか。それともそういう患者さん方がどんどん力を出さないといけない，難しい，何年もかかることなのかも思いましたが。

会 長 今日，国の情報が提示されて，出席している職員がまだ戻ってこないということではあります，今の黒滝委員の質問，関連で答えられる範囲でお願いします。

事務局 (熊谷課長) まだ国から正式な通知等があるわけではないのですが，これまでの難病に関する動きをかつまんでご説明させていただきたいと思います。

前回，難病の関係のご議論をいただいた中で，56疾患から130，さらには300以上に増えていくというお話をさせていただいたと思います。その間に，ご存じのとおり総選挙があり政権が代わって，例年の予算編成作業が遅れておりましたが，1月の終わりごろに予算についての閣僚折衝がありまして，その新聞報道におきましては，いわゆる難病に関する新法につきましては，26年度施行に向けて25年度に予算措置をするという話があり，法案は25年度中には成立させるのではないかと状況です。その中では，従来からありました医療助成の対象を56疾患から300以上に拡大するという話が，新聞報道でされているという状況でございます。障害者総合支援法につきましては，今回130の疾患がサービス対象として示されました。これが25年度からサービスの対象とはなりますが，医療助成の対象となる300以上の疾病につきましては，医療助成の対象となった後に総合支援法のサービスの対象にするという形で新聞報道がされている状況でございます。(黒滝委員「ありがとうございます」)

会 長 では，この報告事項，2つの件に関してはよろしいでしょうか。

(2) 協議事項

① 計画期間における施策の推進と進捗管理について

会 長 では，続きまして，協議事項です。計画期間における施策の推進と進捗管理について，

事務局から説明願います。

事務局 (資料4に基づいて説明。

今回と次回に渡り、事業を進める効果的な監視手法、調査、分析の手法について議論いただきたい旨補足。)

会長 ただいま資料に基づいて計画期間における施策の推進と進捗管理について説明いただきました。

なお、このモニタリング、障害者基本法でいう「監視」は、とても大事なことであります。仙台市施策推進協議会でも、従前からモニタリング実施要領に沿って取り組んでまいりましたが、この全体像についてももしっかり検討すべきだということで、そのポイントなどが今事務局から示されたところであります。またこのことについては、25年度の第1回施策推進協議会でも議論は進むということですが、ただいまのところ事務局から説明あったことなどを含めて委員の皆様から協議という形でご意見や方向性などお示し願えればと思います。また、今の説明の中でもっと分かりやすくしてほしい部分も含めて、委員の皆様、いかがですか。はい、桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 第三者機関によるモニタリング、監査機関というまでではなくとも、こちらの協議会がダウンサイズということに……(会長「当協議会が第三者機関という位置づけである、と」)ということですね。そういう位置づけでモニタリングが施行されていくというのは非常に喜ばしいことだと私個人的には思っています。

今までの施策を拝見してきたときに、いろんな事業を推進するに当たって、行政と官民協働でやる中で委託事業も多分にあったと思います。税金を使って委託先を決めて委託事業になっている部分に関するモニタリングについては、この中に含まれていることになっていると思うのですが、あえて逆に、別立てで委託先のモニタリングという項目を設けていただいてその分析をするより、全ての委託先の評価を入れていったほうがすんなりするのでしょうか。また、その委託先全てについての評価もこの中で確実にやっていくのか、教えてください。

事務局 (熊谷課長) 一概に委託事業全てというのは、なかなか難しいところがございます。この枠組みに乗るかどうかは別といたしまして、例えば指定管理の業務につきましては、仙台市のルールの中で一定のモニタリングに近い事業があり、指定管理の業務については別途公表等をする形で事実上モニタリングの機能が行われているものもございます。全て個別の事業をこの施策推進協議会で評価するのはなかなか難しい状況があらうかと思えます。もちろん事業の中身につきまして、先ほど申しました計画関連事業、あるいはその他の事業の中で委託事業が含まれてきますので、やはり進捗管理の中で議論していただく、モニタリングをする対象になろうかとは思いますが、正直申し上げて委託事業にはかなりの量がございますので、全てをやるのは正直難しいと思っております。

会 長 資料4の7ページに示されている4つのポイントということで先ほど説明があったところですが。この中には委託事業も入っていますが、全ての委託が入っているわけではないということですね。桔梗委員，お願いします。

桔梗委員 今説明いただいたように、全ての委託事業が入ってなくて、指定管理には多数の団体が入っているので、ちょっと難しいのかもしれないというコメントをいただきましたけれども、逆にそれに関して別立てのモニタリングの項目があるとすれば、それをもってここで全てモニタリングとされるというのはいかがなものでしょうか。

会 長 つまりは、ほかの部署でもモニタリングを厳密にしている部分はある。それを。

桔梗委員 それも含めて、つまりモニタリングをここが直接する部分と、直接しなくて他でやっている部分があるとすれば、それを総括して今後はすべきだと私は考えるので、ほかでモニタリングしている資料もここで全部まとめていただいて、それも総括して全てをモニタリングすることはできないのでしょうか、ということです。

事務局
(熊谷課長) 施策レベルのモニタリングとして、例えば指定管理の業務のような個々の事業がございます。例えば障害者福祉センター、これは幾つか施設があって全て指定管理ですが、それで個別の施設に関しては個別にモニタリングをさせていただきます。それを総体として施策レベル、障害者福祉センターの機能としてどう捉えるかというのは協議会で行う議論だと私たちは思っておりますので、そこはやはり、事業レベルでの評価とあわせて、施策レベルでの進捗管理が必要なのではないかとはいえます。

桔梗委員 協議会と協議会の間で、私なりに疑問に思ったことを最後の「その他」のところによく発言をさせていただいて、教えていただいたり意見させていただいたりしております。今回も、前回の協議会から今日に至るまでに疑問が幾つか沸いてきたことがありました。それが就労に関してのことだったり、いろいろな障害者の生活の安全だったりということですが、そんなものが見え隠れしてきたときに、関わっている中間支援団体が指定管理の団体だったことなども踏まえて、やはり指定管理団体の部分について他のモニタリングで評価があるとすると、この協議会の中で例えば就労の問題ですとか生活の安全ですとかいろんなものを言っている中で、そこだけがモニタリング対象外になってしまうと難しい部分が出てくるのではないかと考えています。ですから、どこが作業分担をしても、障害福祉施策のスキームがあってこの協議会が権威だとすれば、それを全て把握しておく必要が私はあると思います。

会 長 では、適宜そのような資料についても提出を求めるということで取り組んでいきましょうということですね。(「はい」の声あり) その辺のことは大丈夫ですか。

事務局 (熊谷課長) 事業レベルや施策レベルの評価ということでもありますが、先ほど重点プロジェクトは事業レベルで5個挙げましたが、事業を踏まえて施策レベルで、重点プロジェクトという施策で評価するという形では、例えば指定管理の業務については、指定管理業務は事業レベルですが指定管理で達すべき目的は施策レベルになりますので、指定管理の業務へのモニタリングの成果はその施策をはかる指標であることは間違いないので、それは必要に応じてこちらでも出してまいりたいと考えております。

会長 ということ、桔梗委員、よろしいですか。こちらにも資料は出てくるということですが、ただし、もちろん指定管理は含まれてはいるけれども、指定管理がどうというよりも、今回モニタリングの対象事業としてはこのような事業だけれども、必要に応じて資料を求めることはできるということでもいいですね。というのは、回数のこともありますし、既に取り組んでいるところもありますので、そのような資料の提出を求めるということをまたその都度発言していただくことでよろしいでしょうか。

桔梗委員 その都度発言しないと資料はもらえないのですか。あえて資料を用意していただくということで展開をしていただければと思います。

会長 そうすると、その幅の大きさ、ボリューム的なことも含めて事務局、説明願います。

事務局 (鈴木部長) 桔梗委員がどういうイメージでお話をされているかが私もつかみかねている部分があるのですが、今話題になっている指定管理の業務は、さまざまな障害者施策の中でもやっております。例えばこの事業についてこういうところができていないのではないのかとか、こういうところを重点的に取り組む必要があるのではないかというご意見、その業務についてご意見をいただくことは、この協議会の役割だと思っております。その意見を踏まえて、その指定管理の今現在やっている事業所に対してこういうやり方が必要ですとか、こういう形で提案をしてくださいとお話しするのは、それは私ども行政の役割だと考えております。それを、例えば公募であればどういうところが指定管理の事業所として選定されるのかについては、別枠の選定委員会がございます。その中で選定をいただくのがルールだと思っております。ただ、その実施している事業の中身についてさまざまなご意見をいただくこと、今のやり方で本当にいいのか、この事業をこういう形で進めているけれどもこのやり方でいいのか、といったご意見をいただくのは、当然こちらの施策推進協議会の役割ですし、そういう中身でお話をいただいたものを踏まえて、指定管理業務のあり方について検討を進めるのは、私どもの業務だと理解しております。そういう意味で、一つ一つの例えば委託事業について、その事業の良し悪し、それから今の進捗がどうなのかという部分のご議論をいただくのは一向に差し支えないですし、今後こうあるべきだ、こういうふうに事業を進めていかなければだめだとかご意見をいただくのはこの会の役割だと認識しております。ただ、委託先をどうするかという部分は、行政としての判断という部分もございます。仙台市として進めるべき

方向性についてのご意見だったり、ご指示だったり、そういう部分のご意見を頂戴することは大事だと考えております。

会 長 よろしいでしょうか。(桔梗委員「はい」)ありがとうございます。
目黒委員，中村委員。どちらか先に。そして，その次お願いします。

目黒委員 すごく気持ちはわかるというか，いろんなことをこの協議会で諮っていければいいとは思いますが，自分の許容範囲が狭いと思うのです。この場でいろいろ，これから決まる事業とか，お金が決まったものを教えてもらっていますが，その事業が私の立場で自閉症の子供が地域に出たときどうなのかとか，それを実際にどういうふうに展開されているのか見にいったり，こんなふうに使われてはちょっとまずいのではないかと実際の場面を見て意見を言っていくのが精いっぱい，それ以上のことはできないと思ってお話を伺っていました。住まいのことであるとか，病院に行けないとか，それがどうなっていくのかというのが私としては分かりたいところで，そのほかのところまでやっていくのは無理と私は思うのです。そういう狭い範囲のところでは私のことを使ってもらえれば，と。すみませんが，「それだけで勘弁してください」と思います。

会 長 ありがとうございます。では，中村委員，お願いします。

中村(祥) 監視ということをごこの委員全員が行ってくださいというお電話をこの間いただいて，その責任が持たされたのだと思うと同時に，先ほどおっしゃった根本的なごこの施策の仕組みが実は分かっていなくて，部分的に提示されていることだけを審議しているので，そこで疑問に思うと，その根っこが分からないと責任が持てないとは思ってましたので，今おっしゃられたことの根本的な要求というのは当然だと思うわけです。

仙台市がこうあってほしいと思う事業を指定管理に出していて，こうあってほしいという事業の上乗せの部分をおたちは感じていて，その部分まで提案できないともしかしたら改善できないのではないと思うわけです。指定管理については，仙台市が考える事業の範囲を着実にやっていればいいことになっていると思いますが，果たしてそれをでき得る事業者を選んでいるのかということから入らないと根本的な解決にならなくて，根本的なことを言うのはこの協議会の役割ではなく他にるのであればそこに任せればいいですが，その部分も言ってほしいと思っておられるのであれば，その役割が今の情報だけでは果たせないのではないかとすることを桔梗委員がおっしゃったと思います。

私がかねがね，障害者施策は根本的にどういうところに振り分けられて担わされているのか知りたいと思っていましたので，もしそれらを教えていただければ，そこから教えていただいてやっていけばすっきりすると思っています。その役割がいろいろな部署のものが集められているのだから，目黒委員や私などが気がつく範囲は限定されていても許されるのではないと思うのです。ですから，もしその監視役の役職能力

が不足であればそれを補填していただいて、総合的にできれば素敵だと思います。

会 長 ありがとうございます。対象となる事業も多いわけだから、それを全てというところまでか私もよく理解できない部分がありますが、必要なものはこれだと指し示すことによって、資料を提供していただいて議論することはできますね。

中村(祥)委員 必要なものに気づかないでおるわけです。気づいた部分は、ここの委員が積極的に発言させていただいていると思いますが、その部分だけ解決しても何ら問題が変わらない部分があると思うのです。ですから、もしそういう部分まで言及できるのであればうれしいということです。

会 長 ありがとうございます。そのようなご意見、とても大事なことだと思います。それにしても、まず確実にやっていく部分として、7ページのところが示されています。そのほか大事なことももちろんあります。ただ、その他の部分となるとどのくらいの資料が来るものか分からないもので、その辺について事務局から説明願えますか。

事務局
(熊谷課長) ある意味、縦軸か横軸かという見方かもしれませんが、事業というのは予算ベースで見る我々が目的とする達成の軸と、また今ご議論になったのは、例えば実施主体である仙台市が目的実現のためにどのような手法を使って、例えば委託だったり、指定管理だったり、補助だったり、そういう仕組みの像が見えない。予算が補助事業だからといって必ずしも見えるわけでもないでしょうけれども、どういう手法を講じながら目的達成に向けて進めているか、その全体像が見えないがゆえのご質問と理解させていただきました。どういう資料を出せばそれが見えるか、なかなか難しいと思いますが、その辺は私どもでも理解を進める上で検討させてもらいたいと思います。今の段階で、資料イメージが出てこないですが、理解を深める上で、先ほど指定管理がいいのかどうかという話もありましたけれども、その実現をするためにこういう手法を選んでいるということも含めて資料の体裁は検討させていただきたいというのが1点。

また、個別の委託事業までも検証してしまうと、正直申し上げれば障害者施策は前も資料をお出ししましたが膨大な資料になり、間違いなく消化し切れないということになりますので、そこはやはり資料を絞りながら進めないと、議論が散漫にもなりますし、意図した目的は達成できないのではないかと考えております。そこは効率的な進め方をする必要があると思っております。

諸橋委員 私も指定管理を受けているところの職員として仕事をしていますが、まるっきり秘密裏に勝手にやっているわけではなくて、一定の基準で仙台市からの監査なり報告を出して評価を受けています。それが全てではないかもしれないけれど、公表されていますし見られます。その提示をしていただくことが必要かと聞いていて思いました。あるいは、ここを見ればわかりますと。

ただ、実際その担い手たる者がしっかりやっているのかというところは厳しく受けとめる必要があると思います。デジタル化できるものとデジタル化できないものがある、それもいろんな見方からいろんな評価が出てくるだろうと思います。

基本的に大事なのは、当事者の方たちにとってどんなサービスがなされて、一歩前進になっているのかということで、そういう意味では施策がスパイラル的だというお話ありましたけれども、もう一方で極めて後追的に来るわけですし、あるいは一定の水準を持っているところもあればまだまだのところ、あるいはちょっと迷惑な支援だったりするので、そういうところにちゃんとこの施策推進協議会の意見が届いていくのか、全体としてアップしていくのかが大事なことだと思うのです。私はこれまでやってきたモニタリング、何回かこの協議会でも当事者の人とか、あるいは施設を運営している団体とかのモニタリングをしてきましたが、よりそれを精査していくことが必要で、一つの基準というのは数値目標がどれだけ実現されているのか。例えば就労支援で100人の数値目標と言った場合、ではあなたの施設はそれを実現するためにどんな支援をしましたか、どんな体制で就労支援しているのですか。あるいは、日常生活のサポートをしていますかときちんと聞いて、その人たちの力になるようなモニタリングをここでするというのがとても大事なことなのだと。そのために指定管理はどれだけ役に立っているのかというところで評価をいただくといいと思います。

特に自立支援法があって今度総合支援法になると、いろいろな要素を持った団体とか法人がいろんな形で取り組んで、就労支援だけでなく例えば児童デイサービスにしても、旧来の社会福祉法人が専門的にやってきたところから、他のさまざまな福祉サービスがふわっと手を挙げて事業だけ整えばサービス提供ができるところまですごく多様なサービスがあって、その中で果たして当事者にとってプラスになるのはどんな支援だろうかと、そこのチェックをするのがここにとっては一番大事なところかと。それを補強するものとしていろいろな資料も提示してもらえばいいと思いました。

会 長 ありがとうございます。貴重な意見、ありがとうございます。

それにしても、まず7ページで示していることは絶対やりましょうということです。これは大事なことでありまして、桔梗委員、目黒委員、中村委員、諸橋委員から出た内容も踏まえて、次回またこの監視のあり方について議論すると。その間、皆さんにも考えていただいたり、またさまざまなことで、この私たちの計画はこんど総合支援法になればその幅も広がりますので、皆さんのご意見をもとに仙台市に住む多くの皆さんのための事業をしっかりとっていく取り組みについて、今日の委員の皆様の意見を踏まえて、さらに突っ込んだ協議を25年度の第1回で行っていくこと。

それから、今のいただいた意見などをまた大坂副会長と一緒に考えたりしながら、さらにより議論、もっと具体的に結びつくように次回も継続審議するということでよろしいでしょうか。

今日は、ここウェルポートせんだいの施設の機能を見るという、貴重な機会を生かすためにも、議論は途中になりましたが、次回に宿題を残すということでこの辺で一度締

めさせていただきたいと思います。

(3) その他

会 長 その他について、何か皆さんからありますでしょうか。お願いします。

坂井委員 以前指定基準の条例の関係のお話があったと思いますが、その後の経過について教えていただけないでしょうか。

事務局
(熊谷課長) 指定基準の条例につきましては、平成24年の第4回仙台市議会定例会、12月に開かれた議会に提案申し上げまして可決されました。中身としては、基本的には省令どおり。国の定めた省令にならうという形で条例を提案いたしまして可決を受けたところでございまして、この4月から施行という形になってございます。蛇足になりますが、総合支援法という法律に変わったこともございまして、明後日から始まる議会にも、その部分を改正する条例をまた提案するという2段階になっている、という状況でございます。

会 長 坂井委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

黒滝委員、今日お配りいただいたみどり会の会報について何かコメントありますか。

黒滝委員 私たち一生懸命やっているところです。正直申しまして、家族会員から一番要望の出ているところは、会員の間、いつでも「あそこに行ったら誰かに会える」という場が欲しいというのがもう何十年来の夢ですが、私たちは予算がゼロに近い会ですからつくれなくて、つくりたい、つくりたいの一心の願いで今一生懸命活動しております。家族会の活性化ということで今、毎月1回の例会を持ってやっています。一生懸命、みんなで努力して場をつくるように、今年度につくりたい、今年度につくりたいとすごく願っている最中です。よろしくをお願いします。

会 長 ありがとうございます。また会報いただきましたので、皆さんよろしくをお願いします。

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ということで、私この進行役として議事行ってきましたけれども、私の役割はここで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(3) 閉会

署名人

白 江 浩 